

## 令和7年度筑後川ダム統合管理事務所除草等作業 仕様書

### 第1条(適用)

本仕様書は、国土交通省筑後川ダム統合管理事務所が実施する「令和7年度筑後川ダム統合管理事務所除草等作業(以下、本作業という)」に適用する。

### 第2条(作業の概要)

本作業は、筑後川ダム統合管理事務所庁舎の除草等を行うものである。

### 第3条(履行場所及び履行期間)

1. 履行場所 筑後川ダム統合管理事務所 (久留米市高野1丁目2番2号)
  2. 履行期間 契約締結日の翌日から令和8年2月27日まで
- ※実作業日は、事前に担当職員と打合せのうえ決定するものとする。

### 第4条(内容)

本作業の場所は別紙数量総括表、図面のとおりとする。

内容① 高木の剪定

内容② 中低木の剪定

内容③ 除草(草丈3センチメートル程度に刈り取る)

内容④ 駐車場や花壇のきわ等に生えている雑草、フェンスに絡みついた雑草も含む  
その他 伐採・剪定した枝葉等の運搬処分、雑草の運搬処分、落葉の清掃

### 第5条(提出書類及び提出時期)

1. 業務・作業計画書……………1部(様式自由)
2. 状況・履行写真……………1部(着手前・作業中・完了後)
3. 納品書(写)等……………1部(剪定くず等を適切に処分したことを証明できるもの)

第6条 本作業を行う際は、隣接地等に無断立ち入り又は資機材及び草等の散乱で紛争の原因となる行為は厳に慎まなければならない。

第7条 作業終了後は丁寧に清掃し、除草・剪定した草木の処理については、関係法令等に違反しない方法で処理する事。

なお、処理方法による契約変更はしない。

第8条 本作業の担当職員は、総務課総務係長とする。

第9条 現地確認を希望する場合は、担当職員と調整すること(現地確認は希望者のみ)。

連絡先:筑後川ダム統合管理事務所 総務課 総務係長

電話:0942-39-6651(平日のみ)

### 第10条(疑義および契約変更)

1. 本仕様書における疑義及び記載無き事項については、発注者と受注者の双方で協議するものとする。

2. 本作業の履行にあたり、疑義を生じた場合は、その都度遅滞なく協議しなければならない。  
報告を怠って履行したため生じた障害は、全て受注者の責任と費用負担をもってこれを処置するものとする。
3. 本作業における数量変更や契約変更は書面に基づき行うこととし、指示書・協議書があるのみを契約変更の対象とする。